

津市産前・子育て応援ヘルパー派遣事業 の利用について

	妊 婦	児童の保護者
対 象	心身の不調や妊娠・出産に対する不安や負担を抱え、日常生活に支障が生じており、家事や育児に関する支援を希望する妊婦。 (母子健康手帳の取得後に限る。)	未就学児(満6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者)を養育する人で、心身の不調や子育てに対する不安や負担を抱え、日常生活に支障が生じており、家事や育児に関する支援を希望する人。
利用時間	最大48時間/年間	最大48時間/年間 (多胎児を養育する人最大96時間/年間)
利用内容	原則、平日の午前8時から午後6時まで 原則、1回2時間まで(※特別な事情がある場合は相談)	
援助内容	家事援助:調理、洗濯、掃除、買い物等(日常的な内容に限る) 育児援助:授乳補助、おむつ交換補助、沐浴補助、きょうだいの援助 ※詳細は裏面を参照ください。	
利用料	1時間あたり 1,000円 市町村民税非課税世帯・生活保護受給世帯:無料 ※月の利用分をまとめて市から納付書を送付しますので、納期限までにお支払いください	
主な 利用上の 注意事項	・利用者は訪問支援時、常にご在宅いただく必要があります。こどもとヘルパーが二人きりになる状況での利用はできません。養育者が目の届く場所にいるようにしてください。 ・ヘルパーにこどもを預けて外出はできません。 ・日中、支援者がいないことが利用の条件となっているため、派遣時間に利用者以外の保護者や親族、友人等がいる場合は利用できません。 ・ファミリーサポートセンター事業で利用可能な保育園・幼稚園への送迎については利用できません。 ・キャンセルは、原則前日までに事業者キャンセルの連絡を入れてください。	
問合せ	津市健康福祉部こども家庭センター こども家庭相談担当 ☎ 059-229-3284	



サービス内容の詳細



家事援助	できること（例）	できないこと（例）
食事の準備及び後片付け	・簡単な調理（離乳食を含む） ・配膳 ・食器洗い、片付け ・テーブル拭き	・特別な手間をかけて作る料理 ・アレルギー除去食の対応 ・来客の対応（飲食や食事の手配）
衣類の洗濯、補修	・衣類の洗濯、干す、たたむ ・アイロンかけ ・簡単な衣類の補修（ボタン付け等）	・家庭用の洗濯機で洗えない大きな物（カーテン、シーツ・毛布、マット類）などの手間をかけて洗う洗濯等
居室等の掃除、整理整頓	・リビング、居室、寝室、台所、トイレ、風呂、洗面所、玄関等の簡単な掃除（掃除機かけ、拭き掃除、整理整頓等） ・新聞、雑誌等の簡単な片付け	・大掃除、床のワックスかけ、浴室のカビ取り等 ・庭の掃除（水やり、剪定、草むしり等）
生活必需品の買い物	・スーパー・コンビニなどで購入可能な食材・日用品の買い物	・生活必需品以外の買い物（出産祝い品、大型の買い物等） ・複数の店舗での購入 ・持ち運びが困難な量の買い物 ・ヘルパーによる立て替え払い
その他	・シーツ交換 ・布団干し	・金融機関での現金の出し入れ ・役所等への申請代行等 ・ペットの世話（ペットのトイレ掃除も含む） ・自動車の給油、洗車、清掃、引っ越し作業

育児援助	できること（例）	できないこと（例）
授乳の準備・介助	・ほ乳瓶の洗浄、消毒、後片付け ・離乳食の調理 ・授乳の手伝い	・利用者（保護者）と離れて、別の場所でヘルパーのみでお世話をすること
おむつ交換、着替えの介助	・おむつや衣類の交換 ・おむつの片付け	・利用者（保護者）と離れて、別の場所でヘルパーのみでお世話をすること
沐浴の介助	・着替えの準備、片付け ・ベビーバスの用意、後片付け ・赤ちゃんの拭き上げ、着替えの手伝い	・利用者（保護者）と離れて、別の場所でヘルパーのみでお世話をすること
保育所、幼稚園等の送迎等	・保育所・幼稚園等への送迎（ファミリー・サポート・センター事業で対応できないものに限る）	・ファミリー・サポート・センター事業で対応可能な送迎 ・養育者が自宅で待機することができない時間帯の送迎 ・ヘルパーが運転する車へ同乗しての送迎 ・直接園から開始・終了する送迎
きょうだい児（就学前）の世話	・自宅内での見守り、遊び相手、宿題の見守り、食事・おやつ世話、着替え ・トイレの介助、おむつの交換	・子どもとヘルパーだけになる室内での遊び相手、見守り
適切な育児環境の整備	・ベビー布団の用意 ・片付け、布団干し、室温調整 ・シーツ交換 ・布団干し	—
その他	・保護者同伴での児童との外出（病院受診の付き添い、健診、予防接種の付き添い） ・保護者の産後健診の付き添い	・保護者同伴なしでの児童との外出（病院受診の受診等、健診、予防接種の付き添い） ・ヘルパーが運転する車へ同乗しての外出 ・医療行為